

令和 7 年第 1 回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度
紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月9日

紀の川市長 岸 本 健



諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市西大井308番地

氏 名 いわ き とおる
岩 城 徹

昭和30年5月12日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年6月30日任期満了となることに伴い、岩城徹君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市下井阪105番地

氏 名 みや ち よし はる
宮 地 良 治

昭和33年7月19日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年6月30日任期満了となることに伴い、宮地良治君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖 406 番地 2

氏 名 やま なか あきら
山 中 章

昭和 28 年 1 月 3 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和 7 年 6 月 30 日任期満了となることに伴い、山中章君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町岸宮375番地

氏 名 やま だ きん や
山 田 欽 哉

昭和30年4月6日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年6月30日任期満了となることに伴い、山田欽哉君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市粉河 2003 番地

氏 名 か 嘉 ま 摩 じり 尻 ひさし 寿

昭和 37 年 1 月 18 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和 7 年 6 月 30 日任期満了となることに伴い、嘉摩尻寿君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市長田中260番地1

氏 名 しら やま てる よし
白 山 照 芳

昭和32年5月17日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年6月30日任期満了となることに伴い、白山照芳君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市高野461番地

氏 名 鈴木 真 奈 美

昭和39年1月5日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員に欠員が生じたことに伴い、鈴木真奈美君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北大井409番地4

氏 名 なべ た やす のぶ
鍋 田 泰 延

昭和42年11月16日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

鍋田泰延君を紀の川市教育委員会教育長に任命するため。

議案第 2 号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南勢田 6 4 3 番地

氏 名 おおむら つね いち
大 村 恒 一

昭和 25 年 7 月 1 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

池田財産区管理委員が令和 7 年 3 月 31 日をもって辞任されることに伴い、大村恒一君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第 3 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市赤尾 1 7 5 番地

氏 名 いわ 岩 つる 鶴 しゅう 修 じ 嗣

昭和 27 年 8 月 4 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

岩鶴修嗣君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第4号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市花野210番地

氏 名 お 尾 ざき 崎 か 加 よ 代 こ 子

昭和24年1月1日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

尾崎加代子君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第5号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河3398番地

氏 名 あお やなぎ まもる
青 柳 守

昭和25年1月1日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

青柳守君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第 6 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北長田 603 番地

氏 名 久 保 晴 嗣

昭和 27 年 8 月 28 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

久保晴嗣君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見 2 1 1 番地

氏 名 い 井 せき 関 みつ 光 たか 尊

昭和 28 年 10 月 22 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

井関光尊君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市西脇465番地

氏 名 あか 赤 さか 坂 よし 好 ちか 哉

昭和23年7月22日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

赤坂好哉君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第 9 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上 9 4 3 番地

氏 名 いな もと い さ お
稲 本 伊 佐 夫

昭和 31 年 8 月 19 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

稲本伊佐夫君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月888番地

氏 名 こ 小 さ か けん し ろう
坂 憲 史 郎

昭和32年1月5日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

小坂憲史郎君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第 11 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町北 783 番地

氏 名 やま だ しん じ
山 田 真 司

昭和 35 年 3 月 27 日生

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

山田真司君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町国主88番地

氏 名 やま もと よし じ
山 本 佳 司

昭和31年7月9日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

山本佳司君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市中山151番地2

氏 名 こ 児 だま こう ぞう
 見 玉 幸 造

昭和40年11月17日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

児玉幸造君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第14号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町元114番地2

氏 名 やま な かず あき
山 名 和 章

昭和26年5月28日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

山名和章君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第15号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町段新田289番地

氏 名 かた片 やま山 ひで英 き樹

昭和40年3月4日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

片山英樹君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第16号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市登尾262番地

氏 名 やま した てる のぶ
山 下 輝 修

昭和30年1月19日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

山下輝修君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第17号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町鳥居242番地

氏 名 野 尻 久 江

昭和31年12月27日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

野尻久江君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第18号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 和歌山市吉田609番地

氏 名 やま だ けん
 山 田 賢

昭和45年11月8日生

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

山田賢君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第 19 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ・ (6) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ・ (6) 略

(紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年紀の川市条例第14号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、

次の表中下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
(定義)			(定義)		
第2条 略			第2条 略		
2～9 略			2～9 略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 略			11～13 略		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 略			第12条 略		
2～4 略			2～4 略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
略	略	略	略	略	略
第12条第2項第1号	略	略	第12条第2項第1号	略	略
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されてい	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されてい	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規

改 正 前			改 正 後		
	るとき	定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき		るとき	定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給の制限) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の制限) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め)

改 正 前	改 正 後
第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合	第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合

改 正 前	改 正 後
(2)・(3) 略 6・7 略	(2)・(3) 略 6・7 略

(紀の川市消防団条例の一部改正)

第2条 紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略

(紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第204号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。

改 正 前	改 正 後
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) 略	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) 略

(紀の川市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 紀の川市個人情報保護法施行条例（令和5年紀の川市条例第1号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 (紀の川市個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) ・ (2) 略	附 則 (紀の川市個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) ・ (2) 略

改 正 前	改 正 後
6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報把这个条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報把这个条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年紀の川市条例第14号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

改 正 前	改 正 後
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第 21 号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(扶養手当) 第16条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 <u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2) ～ (6) 略</u> 3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族については、1人につき10,000円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>に	(扶養手当) 第16条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 <u>(1) ～ (5) 略</u> 3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>に

改正前	改正後
ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (新設) (単身赴任手当) 第19条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____ と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが勤務距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (特定の職員についての適用除外) 第30条 第11条第1項から第3項まで、第12条、第16条及び<u>第19条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (単身赴任手当) 第19条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)</u> と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが勤務距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (特定の職員についての適用除外) 第30条 第11条第1項から第3項まで、第12条及び第16条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

改 正 前

別表第1（第10条関係）

給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
用短時間勤	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
務職員以外	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
の職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300

改 正 後

別表第1（第10条関係）

給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
用短時間勤	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
務職員以外	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
の職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700

改 正 前										改 正 後									
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>			18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>		
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>			19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>			20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>		
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>			21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>		
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>			22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>		
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>			23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>		
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>			24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>		
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>			25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>		
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>			26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>		
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>			27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>		
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>			28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>		
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>			29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>		
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>			30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>		
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>			31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>		
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>			32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>		
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>			33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>		
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>			34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>		
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>			35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>		
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>			36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>		
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>			37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>		
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>			38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>		
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>			39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>		
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>			40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>		
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>			41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>		

改 正 前								改 正 後							
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	

改 正 前								改 正 後							
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			89	256,900	298,000	347,000				

改 正 前									改 正 後								
	<u>90</u>	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>				<u>90</u>	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>347, 400</u>				
	<u>91</u>	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>				<u>91</u>	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>347, 800</u>				
	<u>92</u>	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>				<u>92</u>	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>348, 200</u>				
	<u>93</u>	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>				<u>93</u>	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>348, 400</u>				
	<u>94</u>		<u>299, 400</u>	<u>347, 400</u>						<u>94</u>		<u>299, 400</u>	<u>348, 800</u>				
	<u>95</u>		<u>299, 700</u>	<u>347, 800</u>						<u>95</u>		<u>299, 700</u>	<u>349, 200</u>				
	<u>96</u>		<u>300, 100</u>	<u>348, 200</u>						<u>96</u>		<u>300, 100</u>	<u>349, 500</u>				
	<u>97</u>		<u>300, 300</u>	<u>348, 400</u>						<u>97</u>		<u>300, 300</u>	<u>349, 800</u>				
	<u>98</u>		<u>300, 600</u>	<u>348, 800</u>						<u>98</u>		<u>300, 600</u>	<u>350, 200</u>				
	<u>99</u>		<u>301, 000</u>	<u>349, 200</u>						<u>99</u>		<u>301, 000</u>	<u>350, 600</u>				
	<u>100</u>		<u>301, 400</u>	<u>349, 500</u>						<u>100</u>		<u>301, 400</u>	<u>351, 000</u>				
	<u>101</u>		<u>301, 600</u>	<u>349, 800</u>						<u>101</u>		<u>301, 600</u>	<u>351, 500</u>				
	<u>102</u>		<u>301, 900</u>	<u>350, 200</u>						<u>102</u>		<u>301, 900</u>	<u>351, 900</u>				
	<u>103</u>		<u>302, 200</u>	<u>350, 600</u>						<u>103</u>		<u>302, 200</u>	<u>352, 300</u>				
	<u>104</u>		<u>302, 500</u>	<u>351, 000</u>						<u>104</u>		<u>302, 500</u>	<u>352, 700</u>				
	<u>105</u>		<u>302, 700</u>	<u>351, 500</u>						<u>105</u>		<u>302, 700</u>	<u>353, 200</u>				
	<u>106</u>		<u>303, 000</u>	<u>351, 900</u>						<u>106</u>		<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>				
	<u>107</u>		<u>303, 300</u>	<u>352, 300</u>						<u>107</u>		<u>303, 300</u>	<u>353, 900</u>				
	<u>108</u>		<u>303, 600</u>	<u>352, 700</u>						<u>108</u>		<u>303, 600</u>	<u>354, 200</u>				
	<u>109</u>		<u>303, 800</u>	<u>353, 200</u>						<u>109</u>		<u>303, 800</u>	<u>354, 700</u>				
	<u>110</u>		<u>304, 200</u>	<u>353, 600</u>						<u>110</u>		<u>304, 200</u>					
	<u>111</u>		<u>304, 600</u>	<u>353, 900</u>						<u>111</u>		<u>304, 600</u>					
	<u>112</u>		<u>304, 900</u>	<u>354, 200</u>						<u>112</u>		<u>304, 900</u>					
	<u>113</u>		<u>305, 100</u>	<u>354, 700</u>						<u>113</u>		<u>305, 100</u>					

改 正 前									改 正 後								
	114		305,300							114		305,300					
	115		305,600							115		305,600					
	116		306,000							116		306,000					
	117		306,200							117		306,200					
	118		306,400							118		306,400					
	119		306,700							119		306,700					
	120		307,000							120		307,000					
	121		307,400							121		307,400					
	122		307,600							122		307,600					
	123		307,900							123		307,900					
	124		308,200							124		308,200					
	125		308,500							125		308,500					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則（令和4年12月23日条例第31号）	附 則（令和4年12月23日条例第31号）

改 正 前	改 正 後
第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される紀の川市職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第11条第1項から第3項まで、第12条、<u>第16条及び第19条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略	第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される紀の川市職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第11条第1項から第3項まで、第12条<u>及び第16条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給与の特例) 第7条 略 2 略 <u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>4 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号。以下「給与条例」という。）第10条、第11条、第16条、第19条、第21条、第23条、第26条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u> <u>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「1	(給与の特例) 第7条 略 2 略 <u>3 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号。以下「給与条例」という。）第10条、第11条、第16条、第19条、第21条、第23条</u>及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 <u>4 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100

改 正 前	改 正 後
00分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	分の95」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀の川市条例第37号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 略 2 略 3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）で	(週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 略 2 略 3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）で

改 正 前	改 正 後
あつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項_____において同じ。）の介護をする職員であつて、規則で定めるもの	あつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項及び第17条の2第1項において同じ。）の介護をする職員であつて、規則で定めるもの
(2) 略	(2) 略
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3 略	第8条の3 略
2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 略	3 略
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの

改 正 前	改 正 後
間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を療育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略 (新設)	間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略 <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属</u>

改 正 前	改 正 後
(新設)	する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>

（紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（部分休業の承認） 第18条 略 2 略 （新設）	（部分休業の承認） 第18条 略 2 略 <u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするため</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>の時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</u>

(紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改

正

前

別表第1（第3条関係）

給料表

(単位：円)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0	<u>2 6 1, 3 0 0</u>
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0	<u>2 6 2, 3 0 0</u>
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0	<u>2 6 3, 3 0 0</u>
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0	<u>2 6 4, 3 0 0</u>
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0	<u>2 6 5, 3 0 0</u>
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0	<u>2 6 6, 3 0 0</u>
7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0	<u>2 6 7, 3 0 0</u>
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0	<u>2 6 8, 3 0 0</u>

改

正

後

別表第1（第3条関係）

給料表

(単位：円)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0	<u>2 6 5, 3 0 0</u>
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0	<u>2 6 6, 3 0 0</u>
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0	<u>2 6 7, 3 0 0</u>
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0	<u>2 6 8, 3 0 0</u>
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0	<u>2 6 9, 3 0 0</u>
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0	<u>2 7 0, 3 0 0</u>
7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0	<u>2 7 1, 3 0 0</u>
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0	<u>2 7 2, 3 0 0</u>

改 正 前					改 正 後				
9	194,500	242,000	<u>269,300</u>		9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	
10	196,200	243,400	<u>270,300</u>		10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	
11	197,800	244,800	<u>271,300</u>		11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	
12	199,400	246,200	<u>272,300</u>		12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	
13	201,000	247,400	<u>273,300</u>		13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	
14	202,700	248,600	<u>274,300</u>		14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	
15	204,400	249,800	<u>275,300</u>		15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	
16	206,100	251,000	<u>276,400</u>		16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	
17	207,400	252,100	<u>277,400</u>		17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	
18	209,000	253,200	<u>278,700</u>		18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	
19	210,600	254,300	<u>280,000</u>		19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	
20	212,100	255,400	<u>281,200</u>		20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>		21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	
22	215,200	257,400	<u>283,800</u>		22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>		23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>		24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>		25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>		26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>		27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>		28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>		29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>		30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>		31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>		32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	

改 正 前				改 正 後			
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	33	230,000	267,000	<u>301,300</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	34	231,100	267,800	<u>302,600</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	35	232,200	268,600	<u>303,900</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	36	233,300	269,300	<u>305,200</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	37	234,400	270,000	<u>306,500</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	38	235,400	270,800	<u>307,800</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	39	236,400	271,600	<u>309,100</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	40	237,300	272,300	<u>310,400</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	41	238,200	273,000	<u>311,700</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	42	239,100	273,800	<u>313,000</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	43	239,900	274,600	<u>314,300</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	44	240,700	275,300	<u>315,400</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	45	241,400	276,000	<u>316,300</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	46	242,000	276,700	<u>317,600</u>
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	47	242,600	277,400	<u>318,900</u>
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	48	243,200	278,100	<u>320,200</u>
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	49	243,800	278,800	<u>321,400</u>
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	50	244,400	279,500	<u>322,700</u>
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	51	245,000	280,200	<u>323,900</u>
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	52	245,500	280,900	<u>325,100</u>
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	53	246,000	281,500	<u>326,400</u>
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	54	246,400	282,200	<u>327,500</u>
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	55	246,700	282,800	<u>328,600</u>
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	56	247,000	283,500	<u>329,700</u>

改 正 前				改 正 後			
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	57	247,300	284,100	<u>330,400</u>
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	58	247,600	284,800	<u>331,300</u>
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	59	247,900	285,400	<u>332,000</u>
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	60	248,200	286,100	<u>332,800</u>
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	61	248,500	286,700	<u>333,600</u>
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	62	248,800	287,400	<u>334,000</u>
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	63	249,100	288,000	<u>334,600</u>
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	64	249,400	288,500	<u>335,300</u>
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	65	249,700	289,000	<u>336,100</u>
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	66	250,000	289,600	<u>336,800</u>
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	67	250,300	290,100	<u>337,500</u>
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	68	250,600	290,700	<u>338,100</u>
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	69	250,900	291,200	<u>338,600</u>
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	70	251,200	291,700	<u>339,200</u>
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	71	251,500	292,300	<u>339,700</u>
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	72	251,800	292,900	<u>340,300</u>
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	73	252,100	293,400	<u>340,600</u>
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	74	252,400	293,900	<u>341,100</u>
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	75	252,700	294,300	<u>341,500</u>
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	76	253,000	294,600	<u>341,900</u>
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	77	253,300	294,800	<u>342,300</u>
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	78	253,600	295,100	<u>342,800</u>
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	79	253,900	295,300	<u>343,300</u>
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	80	254,200	295,600	<u>343,800</u>

改 正 前					改 正 後				
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>		81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>		82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>		83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>		84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>		85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>		86	256,000	297,100	<u>346,000</u>	
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>		87	256,300	297,400	<u>346,400</u>	
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>		88	256,600	297,700	<u>346,800</u>	
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>		89	256,900	298,000	<u>347,000</u>	
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>		90	257,200	298,300	<u>347,400</u>	
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>		91	257,500	298,600	<u>347,800</u>	
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>		92	257,800	299,000	<u>348,200</u>	
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>		93	258,100	299,200	<u>348,400</u>	
94		299,400	<u>347,400</u>		94		299,400	<u>348,800</u>	
95		299,700	<u>347,800</u>		95		299,700	<u>349,200</u>	
96		300,100	<u>348,200</u>		96		300,100	<u>349,500</u>	
97		300,300	<u>348,400</u>		97		300,300	<u>349,800</u>	
98		300,600	<u>348,800</u>		98		300,600	<u>350,200</u>	
99		301,000	<u>349,200</u>		99		301,000	<u>350,600</u>	
100		301,400	<u>349,500</u>		100		301,400	<u>351,000</u>	
101		301,600	<u>349,800</u>		101		301,600	<u>351,500</u>	
102		301,900	<u>350,200</u>		102		301,900	<u>351,900</u>	
103		302,200	<u>350,600</u>		103		302,200	<u>352,300</u>	
104		302,500	<u>351,000</u>		104		302,500	<u>352,700</u>	

改 正 前				改 正 後			
105		302,700	<u>351,500</u>	105		302,700	<u>353,200</u>
106		303,000	<u>351,900</u>	106		303,000	<u>353,600</u>
107		303,300	<u>352,300</u>	107		303,300	<u>353,900</u>
108		303,600	<u>352,700</u>	108		303,600	<u>354,200</u>
109		303,800	<u>353,200</u>	109		303,800	<u>354,700</u>
110		304,200	<u>353,600</u>	110		304,200	
111		304,600	<u>353,900</u>	111		304,600	
112		304,900	<u>354,200</u>	112		304,900	
113		305,100	<u>354,700</u>	113		305,100	
略		略		略		略	

(紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第7条 紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年紀の川市条例第32号）の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
附 則 1 略 （紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 第1条の規定による改正後の紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2</u>		附 則 1 略 （紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 第1条の規定による改正後の紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6</u>	

改 正 前	改 正 後
項に規定する暫定再任用職員には適用しない。 3 略 (紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。 (紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の紀の川市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。	項に規定する暫定再任用職員には適用しない。 3 略 (紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。 (紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の紀の川市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において紀の川市職員の給与に関する条例別表第1の給料表（一）の適用を受けていた職員及び紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた会計年度任用職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例第16条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「1

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9

2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4

5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	

7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				

1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

議案第 22 号

紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 46 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市長、副市長及び教育長の給与の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（市長等の給与） 第2条 略 2 市長等の給料は、次の額とする。 市長 月額 <u>805,100円</u> 副市長 月額 <u>679,000円</u> 教育長 月額 <u>611,100円</u> 3～5 略	（市長等の給与） 第2条 略 2 市長等の給料は、次の額とする。 市長 月額 <u>830,000円</u> 副市長 月額 <u>700,000円</u> 教育長 月額 <u>630,000円</u> 3～5 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

紀の川市手数料条例の一部改正について

紀の川市手数料条例（平成 17 年紀の川市条例第 59 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

証明書等の交付について、コンビニエンスストア等の多機能端末機での発行を、特例規定を設けて促進することに関し、所要の改正を行うため。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市手数料条例（平成 17 年紀の川市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～3 略 (新設)	附 則 1～3 略 <u>(手数料の額の特例)</u> <u>4 令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間におい</u> <u>て、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る</u> <u>電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回</u> <u>線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書等</u> <u>を自動に交付する機能を有するものをいう。）により交付する次</u> <u>の各号に掲げる証明書等の手数料については、第2条の規定にか</u> <u>かわらず当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 1通につき10円</u> <u>(2) 住民票の写しの交付手数料 1通につき10円</u> <u>(3) 戸籍の附票の写しの交付手数料 1通につき10円</u> <u>(4) 印鑑に関する証明手数料 1件につき10円</u> <u>(5) 租税公課に関する証明手数料（所得（非）課税証明書に限</u> <u>る。） 1件につき10円</u>

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
略	略	略	略	略	略
（6）戸籍に関する届書その他市長の受理した書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	略	略	（6）戸籍に関する届書その他市長の受理した書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	略	略
（7） <u>破産等</u> に関する証明手数料	略	略	（7） <u>身分</u> に関する証明手数料	略	略
（8） <u>本籍、住所、居所に関する証明手数料</u>	1件につき	略	（8） <u>住民票の写し又は住民票の除票の写しの交付手数料</u>	1通につき	略
（9） <u>身分、氏名、年齢に関する証明手数料</u>	略	略	（9） <u>住民票又は住民票の除票に記載した事項に関する証明書の交付手数料</u>	略	略
（10） <u>家族、親族に関する証明手数料</u>	略	略	（10） <u>住民基本台帳の閲覧手数料</u>	略	略
（11） <u>削除</u>			（11） <u>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料</u>	1通につき	200円
略	略	略	略	略	略
（13） <u>臨時運行許可申請手数料</u>	略	略	（13） <u>臨時運行許可申請手数料</u>	略	略
（14） <u>公簿、公文書、図書の閲覧照合手数料</u> （ただし、戸籍_____関係を除く。）	略	略	（14） <u>公簿、公文書、図書の閲覧照合手数料</u> （ただし、戸籍及び住民基本台帳関係を除く。）	略	略
（15） <u>公簿、公文書の謄抄本交付手数料</u> （ただし、戸籍_____関係を除く。）	略	略	（15） <u>公簿、公文書の謄抄本交付手数料</u> （ただし、戸籍及び住民基本台帳関係を除く。）	略	略
略	略	略	略	略	略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年紀の川市条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

健康保険の被保険者証の廃止に伴い、一部の事務で利用する特定個人情報について、国民健康保険関係情報等を医療保険給付関係情報に変更するため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
10市長	略	略	10市長	略	略
11市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	11市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報			健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第1

改 正 前			改 正 後		
					52号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		_____であって規則で定めるもの			略
		略			略
12市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	12市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		<u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u>			<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>後期高齢者関係情報であって規則で定めるもの</u>			略
		略	13市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u>			略
		<u>後期高齢者関係情報であって規則で定めるもの</u>	略	略	略
		略			
略	略	略			

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成 17 年紀の川市条例第 58 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、税率等の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.60</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8

改 正 前	改 正 後
号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,500円</u> (2) 特定世帯 <u>10,250円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,375円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額	号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>22,000円</u> (2) 特定世帯 <u>11,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額

改 正 前	改 正 後
して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

改 正 前	改 正 後
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,350円</u> （イ）特定世帯 <u>7,175円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>10,763円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,650円</u> エ～カ 略 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>22,050円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,400円</u> （イ）特定世帯 <u>7,700円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>11,550円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,000円</u> エ～カ 略 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

改 正 前	改 正 後
1人について <u>14,500円</u>	1人について <u>15,750円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,250円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,000円</u>
(イ) 特定世帯 <u>5,125円</u>	(イ) 特定世帯 <u>5,500円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>7,688円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>8,250円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,750円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000円</u>
エ～カ 略	エ～カ 略
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,800円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割

改正前	改正後
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 100円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 050円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 075円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 900円</u> エ～カ 略 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 350円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 250円</u>	額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 400円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 300円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2, 000円</u> エ～カ 略 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 725円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 875円</u>

改 正 前	改 正 後
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,600円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,600円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,750円</u>
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425円</u>	ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,500円</u>
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375円</u>	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u>
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800円</u>	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,000円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u>
3 略	3 略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正による制度改正に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																						
別表（第2条関係） 1 市長の附属機関	別表（第2条関係） 1 市長の附属機関																						
<table><tr><th>附属機関の名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市担い手育成支援事業審査委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市人・農地プラン検討会</td><td>人・農地プランの審議に関する事務</td></tr><tr><td>紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	附属機関の名称	担任する事務	略	略	紀の川市担い手育成支援事業審査委員会	略	紀の川市人・農地プラン検討会	人・農地プランの審議に関する事務	紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	略	略	略	<table><tr><th>附属機関の名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市担い手育成支援事業審査委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	附属機関の名称	担任する事務	略	略	紀の川市担い手育成支援事業審査委員会	略	紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	略	略	略
附属機関の名称	担任する事務																						
略	略																						
紀の川市担い手育成支援事業審査委員会	略																						
紀の川市人・農地プラン検討会	人・農地プランの審議に関する事務																						
紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	略																						
略	略																						
附属機関の名称	担任する事務																						
略	略																						
紀の川市担い手育成支援事業審査委員会	略																						
紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	略																						
略	略																						
2 教育委員会の附属機関 表 略	2 教育委員会の附属機関 表 略																						

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後																						
別表（第1条関係） (単位：円) <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>担い手育成支援事業審査委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>人・農地プラン検討会委員</td><td>月額 7, 0 0 0</td></tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬の額	略	略	担い手育成支援事業審査委員会委員	略	人・農地プラン検討会委員	月額 7, 0 0 0	鳥獣被害対策実施隊員	略	略	略	別表（第1条関係） (単位：円) <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>担い手育成支援事業審査委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬の額	略	略	担い手育成支援事業審査委員会委員	略	鳥獣被害対策実施隊員	略	略	略
区分	報酬の額																						
略	略																						
担い手育成支援事業審査委員会委員	略																						
人・農地プラン検討会委員	月額 7, 0 0 0																						
鳥獣被害対策実施隊員	略																						
略	略																						
区分	報酬の額																						
略	略																						
担い手育成支援事業審査委員会委員	略																						
鳥獣被害対策実施隊員	略																						
略	略																						

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について

紀の川市ハイランドパーク粉河条例（平成 17 年紀の川市条例第 168 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市ハイランドパーク粉河の休園日を変更するため。

紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市ハイランドパーク粉河条例（平成17年紀の川市条例第168号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（休園日） 第4条の5 ハイランドパークの休園日は、次のとおりとする。 <u>（1）毎週火曜日</u> （2） 略	（休園日） 第4条の5 ハイランドパークの休園日は、次のとおりとする。 <u>（1）毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の直近の平日（紀の川市の休日を定める条例（平成17年紀の川市条例第2号）で定める休日以外の日をいう。）を休園日とする。</u> （2） 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

紀の川市財産区管理会条例の一部改正について

紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

財産区管理委員の報酬の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市財産区管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前				改 正 後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
財産区名	報酬年額（円）			財産区名	報酬年額（円）		
	会長	副会長	委員		会長	副会長	委員
池田財産区	<u>25,000</u>	<u>20,000</u>	<u>15,000</u>	池田財産区	<u>50,000</u>	<u>40,000</u>	<u>30,000</u>
田中財産区	<u>25,000</u>	<u>20,000</u>	<u>15,000</u>	田中財産区	<u>50,000</u>	<u>40,000</u>	<u>30,000</u>
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年紀の川市条例第 203 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年紀の川市条例第２０３号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（補償基礎額） 第５条 略 ２ 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１） 略 （２） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>９，１００</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>１万４，２００</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	（補償基礎額） 第５条 略 ２ 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１） 略 （２） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>９，７００</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>１万４，５００</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

改 正 前	改 正 後				
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table> <tr> <th>階級</th><th>勤務年数</th></tr> </table>	階級	勤務年数	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table> <tr> <th>階級</th><th>勤務年数</th></tr> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

改 正 前				改 正 後			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>	団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>
備考 略				備考 略			

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 30 号

紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年紀の川市
条例第 204 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令
和 6 年政令第 394 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を
改正するため。

紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年紀の川市条例第２０４号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改

正

前

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤続年数					
	5年以上	10年以	15年以	20年以	25年以	30年以
	10年未	上15年	上20年	上25年	上30年	上
	満	未満	未満	未満	未満	
	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

改

正

後

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤続年数						
	5年以上	10年以	15年以	20年以	25年以	30年以	35年以
	10年未	上15年	上20年	上25年	上30年	上35年	上
	満	未満	未満	未満	未満	未満	
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

備考 別表は、縮小して表示しています。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の紀の川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 31 号

紀の川市学校給食費徴収条例の一部改正について

紀の川市学校給食費徴収条例（令和元年紀の川市条例第 11 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市内の小学校及び中学校の学校給食費の額について、所要の改正を行うため。

紀の川市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市学校給食費徴収条例（令和元年紀の川市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（学校給食費の額） 第 3 条 学校給食費の 1 食当たりの額は、次に掲げるとおりとする。 （1）小学校の児童又は当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 <u>250円</u> （2）中学校の生徒又は当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 <u>270円</u> 2 略	（学校給食費の額） 第 3 条 学校給食費の 1 食当たりの額は、次に掲げるとおりとする。 （1）小学校の児童又は当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 <u>320円</u> （2）中学校の生徒又は当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 <u>350円</u> 2 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

紀の川市那賀B & G海洋センター条例の廃止について

紀の川市那賀B & G海洋センター条例（平成17年紀の川市条例第106号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市那賀B & G海洋センターを廃止するため。

紀の川市那賀B＆G海洋センター条例を廃止する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市那賀B＆G海洋センター条例（平成１７年紀の川市条例第１０６号）は、廃止する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。
（紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年紀の川市条例４３号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後																						
別表（第1条関係） （単位：円） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>体育・スポーツ推進協議会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>那賀B&G海洋センター運営委員会委員</td><td>日額 7, 0 0 0</td></tr> <tr> <td>スポーツ推進計画策定委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬の額	略	略	体育・スポーツ推進協議会委員	略	那賀B&G海洋センター運営委員会委員	日額 7, 0 0 0	スポーツ推進計画策定委員会委員	略	略	略	別表（第1条関係） （単位：円） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>体育・スポーツ推進協議会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>スポーツ推進計画策定委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬の額	略	略	体育・スポーツ推進協議会委員	略	スポーツ推進計画策定委員会委員	略	略	略
区分	報酬の額																						
略	略																						
体育・スポーツ推進協議会委員	略																						
那賀B&G海洋センター運営委員会委員	日額 7, 0 0 0																						
スポーツ推進計画策定委員会委員	略																						
略	略																						
区分	報酬の額																						
略	略																						
体育・スポーツ推進協議会委員	略																						
スポーツ推進計画策定委員会委員	略																						
略	略																						

議案第 33 号

令和 6 年度紀の川市一般会計補正予算（第 8 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市一般会計補正予算（第 8 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 34 号

令和 6 年度紀の川市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 35 号

令和 6 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求
める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 36 号

令和 6 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 37 号

令和 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 38 号

令和 6 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 39 号

令和 6 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第40号

令和7年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 4 1 号

令和 7 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第42号

令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第43号

令和7年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第44号

令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第45号

令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第46号

令和7年度紀の川市財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度紀の川市財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 47 号

令和 7 年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第48号

令和7年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 49 号

令和 7 年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）